

住まいのサポートガイド



各サポートメニューの詳細な内容については、担当課へお問い合わせください。

1 耐震補強を考えている方への支援

問 建築指導課（027-898-6752）

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を無料で行います。

診断者の交通費はお支払いください。

◇診断料：無料（診断者の交通費1,000円は申請者負担）

2 木造住宅耐震改修費補助事業

上記の耐震診断で耐震性が不足と判断された場合、耐震改修工事及び耐震シェルター設置費用の一部を補助します。（補助を受けるには一定の要件があります。）

◇補助額

耐震改修工事：工事費用の4/5（上限100万円）

耐震シェルター設置：本体費用の2/3（上限30万円）

2 バリアフリーを考えている方へ

1 介護保険住宅改修^{※1}

在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合に介護保険で改修費用を支給します。

◇自己負担額：住宅改修費用の1～3割（補助対象となる工事費用は20万円まで）

◇問い合わせ：介護保険課（027-898-6157）

2 重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業^{※2}

重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助します。

◇自己負担額：市民税所得割の額に応じて、住宅改修費用の0～3割を自己負担（補助対象となる工事費用は全体の20万円まで）

◇問い合わせ：障害福祉課（027-220-5711）

3 重度身体障害者(児)住宅改造費補助^{※3}

重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用の一部を補助します。

◇補助：住宅改造費用の5/6の額（上限50万円）

◇問い合わせ：障害福祉課（027-220-5711）

※1 要介護・要支援者に限り（認定申請中を含む）。担当の介護支援専門員への事前相談が必要です。

※2 身障手帳及び障害状態（難病患者）の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

※3 身障手帳の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

3 新エネ・省エネ機器を活用したい方へ

問 環境政策課 (027-898-6292)

1 家庭用ゼロカーボン推進補助事業

ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における新エネ・省エネの普及促進を図るため、下記対象機器の導入費用の一部を補助します。

- ◇対象：自ら現に居住している住宅に対象となる機器を導入した方
- ◇対象機器と補助額

対象機器	補助額
(1) 自家発電型給湯機 ア 燃料電池コージェネレーション イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒 (CO2) ヒートポンプ給湯機	30,000円
(2) 定置用蓄電池設備※4 ※5	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
(3) 外部給電機能付電動車※4	50,000円
(4) V2H (電気自動車充電設備) ※4 ※6	50,000円

※4 自ら設置する再生エネ発電設備からの電力使用に限ります。

※5 定置用蓄電池設備の補助額は、蓄電容量の小数点第二位以下を切り捨てて計算します。

※6 (3)と同時申請又はV2Hが利用可能な車両を所有している場合に限ります。

4 合併処理浄化槽・下水道の補助

1 合併処理浄化槽設置整備費補助事業※7

公共下水道等の整備予定のない区域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去処分して、居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽設置工事費の一部を補助します。

- ◇補助額
《建替・増築の場合》5人槽：15万円以内、7人槽：17万円以内、10人槽：20万円以内
《転換の場合》5人槽：62万円以内、7人槽：66万円以内、10人槽：75万円以内
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3074)

※7 補助の条件が変更になる場合がありますので、必ず工事着工前にお問い合わせください。

2 公共下水道接続促進補助金、公共下水道接続奨励制度※8

公共下水道区域内で、既存の浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、公共下水道に接続するための工事の費用の一部を補助します (3年以内に接続する場合)。

- また、接続工事に対する融資制度もあります。
- ◇補助額：非課税世帯で供用開始告示 3年以内：3万円以内、1年以内：5万円以内
- ◇融資：100万円以内 (融資期間4年以内)
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3075)

※8 補助、融資ともに条件がありますので必ず工事着工前にお問い合わせください。

3 農業集落排水処理施設接続奨励制度

農業集落排水処理区域内で、既存の浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、農業集落排水に接続するための接続工事の費用の一部を融資します。

- ◇融資額：100万円以内 (融資期間4年以内)
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3044)

5 生垣を作りたい方へ

1 前橋市生垣づくり奨励金交付事業※9

道路に面した部分に生垣づくりをする際の施工費用（樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置）の一部を補助します。

- ◇補助：生垣施工費用に相当する額の2/3（上限8万円）
既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合の加算（上限6万円）
- ◇問い合わせ：公園緑地課（027-898-6845）

※9 補助には条件がありますので必ず工事着手前にお問い合わせください。

6 道路後退で奨励金を交付

1 生活道路後退用地整備事業

建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付することで、整備や奨励金の交付等を行います。また、市との使用貸借により、整備を受けることもできます。

- ◇奨励金額：寄付する後退部分の面積によります（区域により1万5千円～13万円）。
- ◇問い合わせ：建築指導課（027-898-6752）

7 主な税金の減額等

1 固定資産税

(1) 既存住宅

現在お住まいの住宅（既に建っている住宅）に耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行い、一定の要件を満たすと固定資産税が減額されます。工事完了後、3か月以内に申告してください。※10

(2) 新築住宅

住宅を新築された場合、一定の要件を満たすと最初の3年間※11（長期優良住宅の場合は、5年間）固定資産税が減額されます。※10

- ◇問い合わせ：資産税課（027-898-6218）

※10 減額の内容など詳細は事前にお問い合わせください。

※11 3階以上の中高層耐火住宅の場合は、2年延長されます（長期優良住宅も同様です）。

2 個人住民税

(1) 住宅借入金等特別税額控除

- 住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたとき。※12
- ◇問い合わせ：市民税課（027-898-6203）

※12 所得税から控除しきれない額が個人住民税から控除されます（限度額あり）。

3 所得税

(1)（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等※12や特定増改築等（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・耐久性向上改修工事・多世帯同居改修工事等）をしたとき。※13

(2) 住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除・認定住宅新築等特別税額控除
住宅ローン等を利用しないで、特定増改築等、耐震改修工事または認定住宅の新築等をしたとき。※13

- ◇問い合わせ：前橋税務署（027-224-4371・自動音声案内）
または、お近くの税務署

※13 控除を受けるには一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。

8 空き家を利活用したい方への支援

☎ 建築住宅課 空家利活用センター（027-898-6081）

○次の1～3の事業を申請する場合は、事前に空家利活用センターへご相談ください。

1 空き家をリフォームしたい方へ（空き家活用リフォーム補助）

空き家を住居として活用するために行う改修工事費用の一部を補助します。※14

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限80万円、1,000円未満切捨て）
- ◇備考：転入者や子育て世帯など、条件に応じて上限額が加算されます。

2 古い空き家を解体したい方へ（老朽空き家解体補助）

昭和56年5月31日以前に建築された空き家の解体工事に係る費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限20万円、1,000円未満切捨て）

3 空き家の残置物を処分したい方へ（空き家バンク家財処分補助）

空き家バンクに登録後、契約が成立となった空き家の家財道具等の処分に係る費用を補助します。

- ◇補助率：対象費用全額（上限10万円、1,000円未満切捨て）
- ◇補助対象者：空き家の所有者（契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと）

9 住宅リフォームを考えている方への支援

☎ 建築住宅課 空家利活用センター（027-898-6081）

1 お住まいをリフォームしたい方へ（住宅リフォーム補助）

○申込受付期間：令和5年6月1日から6月30日まで

○期間終了後、建築年の古い順に該当者を決定し、申請書を後日送付します。

築20年以上経過した自己居住用住宅の改修工事費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限8万円、1,000円未満切捨て）
ただし、対象工事費用が10万円以上（税抜）のものに限ります。
- ◇補助対象者：住宅の所有者またはその配偶者で、かつ令和5年4月1日時点で2年以上居住（住民登録）している方に限ります。

10 規制緩和

1 無窓居室に係る避難規制の合理化

☎ 建築指導課（027-898-6752）

既存ビルを間仕切り改修によって、シェアハウスやシェアオフィスなどを設置する際、無窓居室であっても、避難経路となる廊下等に不燃化等の安全確保のための一定の措置が講じられる場合には、壁や柱等の主要構造部を耐火構造等とすることが不要となります。また、地上等に通じる直通階段までの距離が延長（窓等を有する居室と同等化）となります。（令和5年4月1日から）

※14 地域のコミュニティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用するために行う改修工事に対する補助もあります。詳細はお問い合わせください。

※注意1 左記1～3の各補助事業は受付期間内の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

※注意2 他の補助制度と重複すると、補助が受けられない場合があります。詳細はお問い合わせください。

ご注意ください！ 市は、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。